

各種相談



お気軽にご相談ください

※秘密は厳守します

| 相談名 | とき | ところ | 備考・予約先・問合せ | 内容 | 相談員 | 予約 | | |
|-----------------------------------|---------------------------|---|--|--|---|---|--------------------|----|
| 暮らし | 法律 | 第1～4水曜日 午後1時～5時 (1日16人、1人1回約30分間) | 市役所 3階相談室 | 市民協働課(☎334-1550) | 遺産相続、離婚、不動産など さまざまな法律問題 | 弁護士 | 要 | |
| | 行政 | 第1水曜日 午前9時30分～11時30分 | まつばら テラス(輝) | | 国の行政に関する意見など | 行政相談員 | | |
| | 行政書士 | 2月28日(金) 午後1時～4時 (1日6人、1人1回約30分間) | 市役所 3階相談室 | 市民協働課(☎334-1550) 予約は2月18日(火)午前9時～ | 書類作成(遺産相続、遺言書、 任意後見契約、NPO法人設立 など)、許可申請に関する事 | 行政書士 | | |
| | 不動産 | 2月25日(火) 午後1時～4時 | 市役所北別館 2階会議室 | 全日本不動産協会大阪府本 部大阪南支部(☎072-263- 7222)先着6人 | 不動産売買や賃貸に関する事 前相談 | 全日無料相談員 | | |
| | 国民健康保険料の 納付と相談(日曜窓口) | 2月23日(日) 午前10時～午後5時 | 保険年金課(☎337-3123) | | 国民健康保険料の納付、相談 に関する事 | 市職員 | | 不要 |
| | 市税の納付と相談 (夜間窓口) | 3月2日(月) 午後5時30分～8時 | 納税課(☎337-3122) | | 市税の納付、相談に関する事 | | | |
| | 税務 | 2月10日(月) 午後1時～4時 (1人1回約30分間) | 市役所北別館 会議室 | 平日の午前9時～正午 近畿税理士会八尾支部事務局 (☎072-991-5000) | 税金に関する事※相談者は税 理士・税理士法人に関与してい ない納税者に限る | 税理士 | | 要 |
| | 福祉総合 | 月～金曜日 午前9時～午後5時30分 | 福祉総務課(☎337-3116) 電話相談可 | | 福祉サービス、生活、健康・医療、 住宅、見守りなどに関する事 | コミュニティ・ソ シヤルワーカー (CSW) | | 不要 |
| | 生活困窮者自立 | | | | 生活や就労に関する事 | 支援相談員 | | |
| | 総合生活 | | はーとビュー(☎332-5705) | | | 市職員 | | |
| 心配ごと | 毎週水曜日 午後1時～4時 | 市役所東別館 | 松原市社会福祉協議会 (☎333-0294) | 日常生活での悩みや心配ごと | 民生・児童委員 | | | |
| 消費生活 | 月～金曜日 午前10時～正午、午後1時～4時 | 市役所6階消費 生活センター | 消費生活センター(☎337- 3080 産業振興課) | 業者との消費生活に関わるト ラブルに関する事 | 消費生活相談員 | | | |
| 健康 | からだの健康 | 2月3日(月)、3月16日(月) 午後1時15分～2時30分 | 市立保健 センター | 地域保健課(☎337-3126) | 生活習慣病などに関する事 | 医師、保健師など | 要 | |
| | 栄養 | | | | 食生活や栄養に関する事 | 管理栄養士 | | |
| | 歯科 | 2月3日(月) 午後1時30分～2時45分 | | | 口腔内のさまざまな問題に関 する事 | 歯科医師、 歯科衛生士 | | |
| | 禁煙 | 月～金曜日 午前9時～午後5時30分 | 地域保健課(☎337-3126) 電話相談・予約も可、予約無しの場合は 市役所1階総合案内受付へ | | 禁煙の支援に関する事 | 保健師、看護師など | 不要 | |
| こころとからだの なんでも健康相談 (育児の事を含む) | | | | 健康、食事、育児に関する事 | 保健師、看護師、 管理栄養士など | | | |
| 仕事 | 労働 | 予約受付は月～金曜日 午前9時～午後5時30分 | 各社会保険労務 士事務所 | 産業振興課(☎337-3112) | 働く上でのトラブルや悩みに 関する事 | 社会保険労務士 | 要 | |
| | 就労 | 月～金曜日 午前9時～午後5時 | 市役所6階雇用就 労支援センター | | | 働く意欲がありながら、さまざ まな問題で就労できずに悩んで いる人の就労に関する事※就 職のあっせんは行っていません | 地域就労支援 コーディネーター | 不要 |
| | 若者自立・就労 | 月～金曜日 午前9時～午後5時30分 | はーとビュー(☎332-5705) | | | | | |
| 子育て・教育 | 家庭児童 | 2月26日(水) 午後2時～5時 | 市役所相談室 | 南河内若者サポートステ ーション(☎0721-26-9441) | 若者(15歳～39歳)の就労と自 立に関する事※就職のあっせ んは行っていません | 南河内若者サポ ートステーション職員 | 要 | |
| | ひとり親 | 月～金曜日 午前9時～午後5時30分 | 子ども未来室 | 子ども未来室(☎337-31 18)電話相談も可 | 子ども(18歳未満)、家庭に関 する事 | 心理士など | 不要 | |
| | 進路 | 毎週木曜日 午後3時～7時 | 総合福祉会館 | 総合福祉会館(☎336-0805) | 離婚前(18歳未満)の子どもが いる家庭、母子、父子家庭に関 する事 | 市職員など | | |
| 女性 | 女性 | 月～金曜日 午前9時～午後5時30分 | はーとビュー | はーとビュー(☎332-5705) 人権交流室(☎337-3101) 一時保育あり(有料、要予約)。 | 女性が抱える不安や悩みごと (職場や家族、パートナー、友 人などのさまざまな生きづらさ に対するカウンセリング) | 女性 カウンセラー | 要 | |
| | 青年自立 | 第1・3木曜日 午前9時30分～午後0時30分 | 市役所 3階相談室 | | | | | |
| 若者 | 青年自立 | 月～金曜日 午前9時～午後5時30分 | はーとビュー | はーとビュー | ひきこもり、人間関係が苦手 など生きづらさを抱える青年 (15歳以上～概ね40歳)の自立 に関する事 | 青年自立支援 相談員、市職員 | 不要 | |
| | 青年自立の 巡回相談会 | 2月14日(金)午後1時30分～4時 30分(予約優先) | 松原公民館 | (☎332-5705) | | | 要 | |
| 人権 | 人権 | 第1～3金曜日 午後2時～4時 | 市役所3階相談室 | 人権交流室(☎337-3101) | 人権問題(差別待遇、プライバ シー関係、近隣トラブルなど) に関する事 | 人権擁護委員 | 不要 | |
| | | 月～金曜日 午前9時～午後5時30分 | はーとビュー(☎332-5705) | | | 人権擁護士 | | |